

水素先端科学基礎研究事業 (平成22年度公募)

公 募 要 領

【ご注意】

本事業への応募には、「府省共通研究管理システム（e-Rad）」への応募者の登録及び応募基本情報の入力が必要です。

応募者は応募時までに e-Rad への「所属研究機関」及び研究代表者の「研究員」登録を行ってください。（※所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。）

また、NEDOへ応募書類をご提出頂くとともに、応募内容の基本情報（応募基本情報）を e-Rad へ申請する必要があります。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

平成22年6月

「水素先端科学基礎研究事業」に係る公募について

(平成22年6月24日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「エネルギーイノベーションプログラム」の一環として、平成18年度から7年間の予定で「水素先端科学基礎研究事業」を実施しています。これまでの研究成果を生かして実用化に結びつけるテーマを新たに実施するため、共同研究先の公募を行います。参加を希望される方は、本要領に基づきご応募下さい。

記

1. 事業名称

水素先端科学基礎研究事業

2. 目的

燃料電池は、「エネルギーイノベーションプログラム」の目的達成に向けたキーテクノロジーとして、その実用化への期待が高く、産学官が一体となって技術開発に積極的に取り組んでいます。また、そのための基盤整備として、安全性確保のための燃料電池・水素インフラ等に係る関連規制の包括的な再点検をはじめとする規制・技術基準の整備及び標準化が進展しています。

しかしながら燃料である水素を、長期間、安全に利用するためには、液化又は高圧化した水素の物性や、容器や機器に使用する材料の物性に関する知見が世界的に乏しく、水素物性データ取得および水素脆化（水素の吸収によって金属材料が脆くなる現象）等に係る基礎的な研究が必要とされています。

このため、NEDOでは、①液化・高圧化した状態における水素物性の解明、②液化・高圧化による材料の水素脆化の基本原理の解明及び対策検討、などの基礎的な研究を実施し、高度な科学的知見を要する根本的な現象解析を実施しています。本事業の実施により、水素物性、水素環境下での材料特性に関する基礎研究が進展し、燃料電池自動車の導入や水素インフラストラクチャーの整備を行う上で必要な実用化技術の進展及び安全確保、標準化等に大きく貢献することが期待されます。

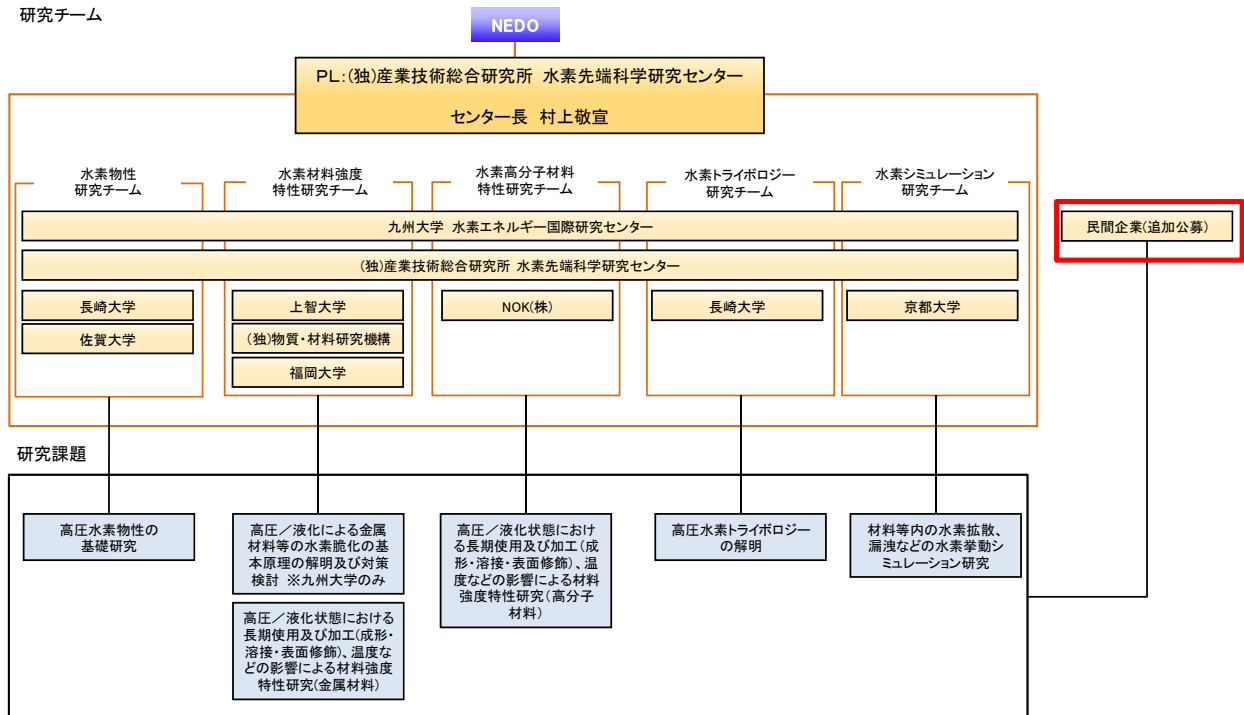
3. 今回公募対象とする研究課題および予算

3.1. 研究開発体制と公募対象とする研究課題

「水素先端科学基礎研究事業」では、水素物性、水素環境下での材料特性に関わる基礎研究を進展させるため、プロジェクトリーダー（PL）の下5つのチームを形成し、6つの研究課題を設定・実施しています。水素物性研究チームが「高圧水素物性の基礎研究」を、水素材料強度特性研究チームが、「高圧／液化による金属材料等の水素脆化の基本原理の解明および対策検討」と「高圧／液化状態における長期使用及び加工（成形・溶接・表面修飾）、温度などの影響による材料強度特性研究（金属材料）」を、水素高分子材料特性研究チームが「高圧／液化状態における長期使用及び加工（成形・溶接・表面修飾）、温度などの影響による材料強度特性研究（高分子材料）」を、水素トライボロジー研究チームが「高圧水素トライボロジーの解明」を、水素シミュレーション研究チームが「材料等内の水素拡散、漏洩などの水素挙動シミュレーション研究」を実施しています。

今回の公募は、これら6つの研究課題に関し、これまでに得られた水素物性、水素環境下での材料特性に係る基礎研究成果を生かし、材料・機器の実用化に結びつける研究開発を対象とします。採択された実施機関はすでに実施している機関と連携して研究開発を推進していただきます。22年度の研究開発体制（予定）を次に示します。

研究チーム



水素先端科学基礎研究事業 22年度研究開発体制(予定)

3.2. 追加公募の予算規模

本公募は、NEDO負担率2/3とする共同研究とします。実施に当たり発生する経費と認められる総額のうち、2/3をNEDOが支払います。本公募の想定予算規模は、一年あたり、NEDO負担分、自己負担分を含めて総額1億5千万円とします。1件当たりの予算は、NEDO負担分、自己負担分を含めて、500万円～5,000万円/年とします。

4. 研究開発期間

22年度のみ、22年度～23年度、22年度～24年度のいずれも可とします。ただし、契約は当初は22年度単年度契約とします。また、22年度に行われる「水素先端科学基礎研究事業」の中間評価により、当該事業の23年度以降の継続が決定される場合には、計画最終年度まで契約を延長します。

5. 応募資格

今回の公募は、本事業に係る「基本計画」及び「平成22年度実施方針」に記載された内容に従い、かつ次の①から⑥までの条件を満たす、単独又は複数での共同研究を希望する民間企業等を応募対象とします。

また、本事業実施に当たり、プロジェクトリーダー及び最も関連の深い研究チームのリーダーに研究開発計画と内容を全て開示すること、並びに、プロジェクトリーダー及び最も関連の深い研究チームのリーダーの指導・助言を受け入れることを了承する場合に限り、応募できます。

①今回公募する研究課題についての実績を有し、かつ研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な研究開発能力、組織、人員等を有していること。

- ②当該共同研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- ③NEDOが研究開発事業を推進する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- ④企業等が応募する場合、当該プロジェクトから得られた研究開発成果の事業化を図る計画及びその実現について十分な能力を有していること。
- ⑤複数の企業等が共同提案の形で応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- ⑥本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。

6. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書4部（正1部、副3部）、CD-R1部を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。提案書は日本語で作成されたもののみ受け付けます。直接持参する場合の受付時間は、7月19日（祝）を除く月曜日から金曜日までの毎日10時00分～17時00分（最終日は12時00分迄）

FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。なお、提案書及び添付書類（以下「提案書等」という。）は返却いたしません。

1. 提出期限：平成22年7月23日（金）12時00分必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

2. 提出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

燃料電池・水素技術開発部 菅原、森 宛

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310

ミュージア川崎セントラルタワー 20階

※郵送の場合は封筒に『「水素先端科学基礎研究事業」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミュージア川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

7. 応募の方法

7.1. 提案書の作成にあたって

- ・提案書の記載様式は別添1をご参照ください。別添2に従って主要研究者候補の研究経歴書を作成してください。（主要研究者候補とは、提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる登録研究員です。）
- ・別添4、5の積算表は必要に応じて活用してください。
- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・提案書の提出部数は、印刷物4部（正1部、副3部）、CD-R1部です。

7.2. 提案書に添付する書類

提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・企業等の経歴書1部（提出先のNEDO燃料電池・水素技術開発部と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・最近の営業報告書（1年分）1部
- ・NEDOから提示された契約書（案）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部（正1部、副1部）。
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は共同研究の意志を示す覚書の写し1部。
- ・提案書の提出時に、別添3 提案書受理票を添付してください。

7.3. 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・提出された提案書を受理した場合は、提案書受理票をもって提案者に通知いたします。
- ・応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理しません。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。なお、この場合は提案書を返却いたします。

7.4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

概略の手続きを以下の a～e に示します。

a. 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（＝主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID（11桁）、所属研究機関用 ID（10桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad 研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備

<<http://www.e-Rad.go.jp/kenkyu/system/index.html>>

b. 研究代表者（＝主要研究員）のログイン用 ID（11桁）、申請用は研究者番号（8桁）の取得

前記 a で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納された PC を用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID（11桁）及び申請用研究者番号（8桁）とパスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

所属研究機関用マニュアル(共通) 第 1.20 版

<<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>>

c. 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。（NEDOの公募ホームページからダウンロードが可能です。）申請書類等を作成・準備します。

d. 応募基本情報の入力と申請（注）提案書 1 通につき、1 件記入

e-Rad の研究者向けページ<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html>>

研究者用マニュアル（共通）第 1.20 版

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>>

8. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDO内で厳重に管理します。なお、国際共同研究を実施している、又は実施しようとしている相手国研究者がNEDOの指定する守秘義務条項含む協定を締結している国外の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（またはすでに受けている）場合は、国際共同研究に関する内容等の申請書（英語様式）に記された内容が国際共同研究の認定審査のために相手国の公的支援機関へ渡ることを承知の上記載ください。更に、取得した個人情報（研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。））なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施機関）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

9. 共同研究先の選定について

9.1. 審査の方法について

提案書は、外部の有識者による事前審査を行います。審査の過程で、必要に応じて資料の追加やプレゼンテーション等をお願いする場合があります。なお、複数の企業等が共同で提案する場合には、各企業等毎（共同実施先・再委託先を含む）に審査をさせていただく場合があります。

共同研究先の決定は、NEDO内に設置した契約・助成審査委員会において、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等により審査を行い、最終的に決定します。

なお、共同研究先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないことになっておりますので予めご了承ください。

9.2. 審査基準

<事前審査の基準>

- ① 提案案内容が本研究開発の目的、目標に合致しているか。（不必要な部分はないかも含む）
- ② 提案された方法に妥当性及び革新性があり、技術的に優れているか。（最終目標や方法の妥当性及び革新性が明確に示される必要あり）
- ③ 共同提案の場合、各社の提案が相互補完的であるか。
- ④ 提案内容・研究計画は実現可能か。（技術的可能性、計画、目標の妥当性等）
- ⑤ 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか。（関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）
- ⑥ 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか。（企業の場合、成果の事業化が見込まれるか）
- ⑦ 総合評価

<契約審査委員会の選考基準>

共同研究予定先は、次の基準により選考するものとする。

- ① 共同研究業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1) 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 - 2) 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3) 開発等の経済性が優れていること。
- ② 当該開発等における共同研究予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1) 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2) 当該開発等の行う体制が整っていること。

(再委託予定先、共同実施予定先等を含む。)

- 3) 当該開発等に必要な設備を有していること。
- 4) 経営基盤が確立していること。
- 5) 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- 6) 共同研究業務管理上、NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

③上記①及び②に加え、共同研究予定先の選考にあたっては、事業全体の開発等を進める上で、より良い体制が構築されるように次の事項も考慮して選考します。

- 1) 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- 2) 各開発等の分担及び金額の適正化に関すること。
- 3) 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- 4) 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
- 5) その他主管部長が重要と判断すること。

9.3.共同研究先の決定及び通知について

①採択結果の公表等について

採択された案件名及び共同研究予定先の法人名（研究者名を含む場合あり。）については、当該提案者に文書で通知するとともに、NEDOのホームページ等で公表します。不採択となった案件については、当該提案者に対し、不採択理由とともに不採択となった旨を通知します。

②附帯条件の提示

採択に当たって、通知文に附帯条件（例：研究開発内容の変更、応募者が提案した再委託は認めないこと、他の機関との共同研究、再委託研究として参加すること、契約形態の変更等）を提示することがあります。契約の締結及び研究開発遂行にあたっては遵守する必要がありますので留意してください。

③事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名については、上記採択結果の公表時に併せて公表します。

- 提案者は、NEDOが提示する共同研究契約書（案）及び共同研究契約約款に合意することが共同研究先として選定されることの要件となります。また、契約締結に伴う実施計画書の作成・提出、契約締結後に提出する各種申請・届出手続き及びその他情報共有においては、NEDOポータルを利用して行うこととなります。NEDOポータルについては以下のサイトを御確認ください。
NEDOポータルサイト<<http://www.nedo.go.jp/portal/index.html>>
- 採択された企業等とNEDOの間での契約にあたっては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画（事業化計画書）を提出していただく場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、共同研究契約約款第29条第2項に該当する事象が生じた場合には、速やかにNEDOに変更内容を提出していただくこととなります。
- 研究開発終了後、追跡調査・評価に御協力頂く場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力を頂く場合がございます。

9.4. その他留意事項

研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（※）（平成19年12月26日経済産業省策定）（以下「指針」という。）

に基づき、NEDOは資金配分機関として、研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>

(1) 本事業において不正行為があると認められた場合

①当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

②不正行為に関与した者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)

③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

④国及び他の独立行政法人等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、国の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、国及び他の独立行政法人等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

⑤NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の共同研究先事業者は指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

NEDOにおける研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号：044-520-5131

FAX番号：044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>>

(電話による受付時間は、平日:9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

10. スケジュール

平成22年6月24日	・・・・・・	公募開始
7月 1日	・・・・・・	公募説明会（場所：川崎）
7月 5日	・・・・・・	公募説明会（場所：福岡）
7月23日	・・・・・・	公募〆切
8月（予定）	・・・・・・	事前審査
8月（予定）	・・・・・・	契約・助成審査委員会
9月（予定）	・・・・・・	共同研究先決定、公表
9月（予定）	・・・・・・	契約

11. 説明会の開催

下記のとおり、公募の内容、応募に当たっての具体的な手続き、必要提出書類等についての説明会を開催します。なお、説明会は日本語で行います。

<注：応募に当たって、公募説明会への出席は必須ではありません。>

[説明会の日時及び場所]

(1)川崎会場

日時：平成22年7月1日（木）14時00分～15時00分

場所：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 1601 会議室

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

※ご来場の際はミューザ川崎セントラルタワー16階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

(2)福岡会場

日時：平成22年7月5日（月）16時00分～17時00分

場所：独立行政法人 中小企業基盤整備機構 九州支部 1階 セミナールーム

〒812-0038 福岡市博多区祇園町4番2号 博多祇園 BLDG. 1階

なお、説明会への参加には事前登録が必要です。出席を希望する方は、以下の事前登録用メールアドレス宛に、①法人名、②氏名、③電話番号、④Eメールアドレス、⑤希望会場を明記し、メールの題名にも希望会場を記載の上、事前登録してください。

登録期限：6月29日（火）12時00分（期限厳守）

事前登録の結果は、説明会の6月29日中にEメールで連絡します。会場の都合上、応募者多数の場合は1法人2名までに限る等の人数調整を行う場合があります。

事前登録用メールアドレス：suisosentan@nedo.go.jp

12. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、7月2日（金）から7月22日（木）12時00分間に限り下記あてにFAXにて受け付けます。

[問い合わせ先]

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

燃料電池・水素技術開発部 菅原・森

FAX：044-520-5263

(参考資料)

追跡調査・評価の概要

本資料は、業務委託契約約款の協力事項に記載されております
追跡評価並びに、それに先立って実施する追跡調査の概要を説明した
ものです。

追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願い致します。

追跡調査・評価に関する問合せ先	
独立行政法人	
新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	
研究評価部	TEL：044-520-5160
	FAX：044-520-5162

なお、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォロー
アップ調査）に関する御質問は、下記までお願い致します。


バイドールフォローアップ調査に関する問合せ先	
独立行政法人	
新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	
総務企画部	TEL：044-520-5200
	FAX：044-520-5204


追跡調査・評価のご説明

追跡調査・評価とは、
何ですか？



プロジェクト終了後の状況を調査して、
NEDOの社会への貢献度を把握したり、
NEDOのマネジメントに活かすものです。

 プロジェクトに参画された実施者の皆様が、終了後に進めた事業を、NEDOが評価するものではありません。

 実施者の皆様とは、委託先、再委託先、共同研究先、研究組合や集中研等を構成していた企業等です。



どのプロジェクトが対象
なのですか？



研究開発プロジェクトが対象で、国際協力事業や
導入普及事業は、除きます。



何のためにやるの
でしょうか？




NEDOのプロジェクトは、国民の税金で賄われて
いますので、成果が世の中に貢献しているかどうかを、
一般の人にも知ってもらう必要があります。
また、プロジェクト運営管理や技術開発戦略
への反映材料を得るために、行います。



実施者の企業等は
何をすれば良いのでしょうか？



プロジェクト終了時に、終了後の予定や担当者
をお教え願います。
また、終了後5年間、隔年で行う簡易追跡調査
に御協力願います。

 この他、製品化を達成した場合や、事業を中断した場合、その状況を教えて頂くための詳細追跡調査にも
御協力願います。また、必要に応じて、追跡評価にも、御協力をお願いする場合がございます。



詳しくは、次のページをご覧ください

追跡調査・評価の進め方

プロジェクト終了翌年 事前準備	調査・評価を開始する際の必要事項の決定及び確認 1) プロジェクト終了後に目指す 目標段階 及び スケジュール の設定 (研究、技術開発、製品化、上市段階) 2) 対応者の確定
---------------------------	--



【第1段階】 簡易追跡調査 (現状の把握)	プロジェクト終了後の進捗状況の調査			
	期間 5年間	頻度 隔年 (1,3,5年の 状況を調査)	方法 調査票	調査内容 ・現状段階の確認 ・特許・論文等



【第2段階】 詳細追跡調査 (原因の把握)	簡易追跡調査の結果、「上市・製品化に至ったもの」、「実施したがやむを得えず中断したもの」等を対象に、より詳細な調査	
	方法 ・調査票 ・ヒアリング	調査内容 ・社会・経済への裨益 ・波及効果

※企業のみ対象



【第3段階】 追跡評価 (効果・改善点の把握)	プロジェクトの効果や改善点の評価 (チェック&アクション)	
	方法 ・NEDOの自己評価 ・研究評価委員会における評価	観点 ・国民への説明責任 ・運営管理の見直し ・技術開発戦略への反映 ・研究評価委員会における評価

【実施のポイント】

- ① NEDOから資金を得てプロジェクトに参加した**委託先、再委託先等の全ての企業が対象**。ただし、中心的役割を果たした大学、独法等も対象。
- ② プロジェクト終了後、**原則5年間、隔年で調査**。プロジェクト成果に基づく当該機関の継続事業を追跡。
- ③ 被調査対象者の負担軽減に配慮し、プロジェクト終了時点で行う**事前準備**の後は、**1) 簡易追跡調査、2) 詳細追跡調査、3) 追跡評価**の3段階で実施。
- ④ 調査・評価結果は、**説明責任の履行、自己改革、成果普及の促進**に活用。